

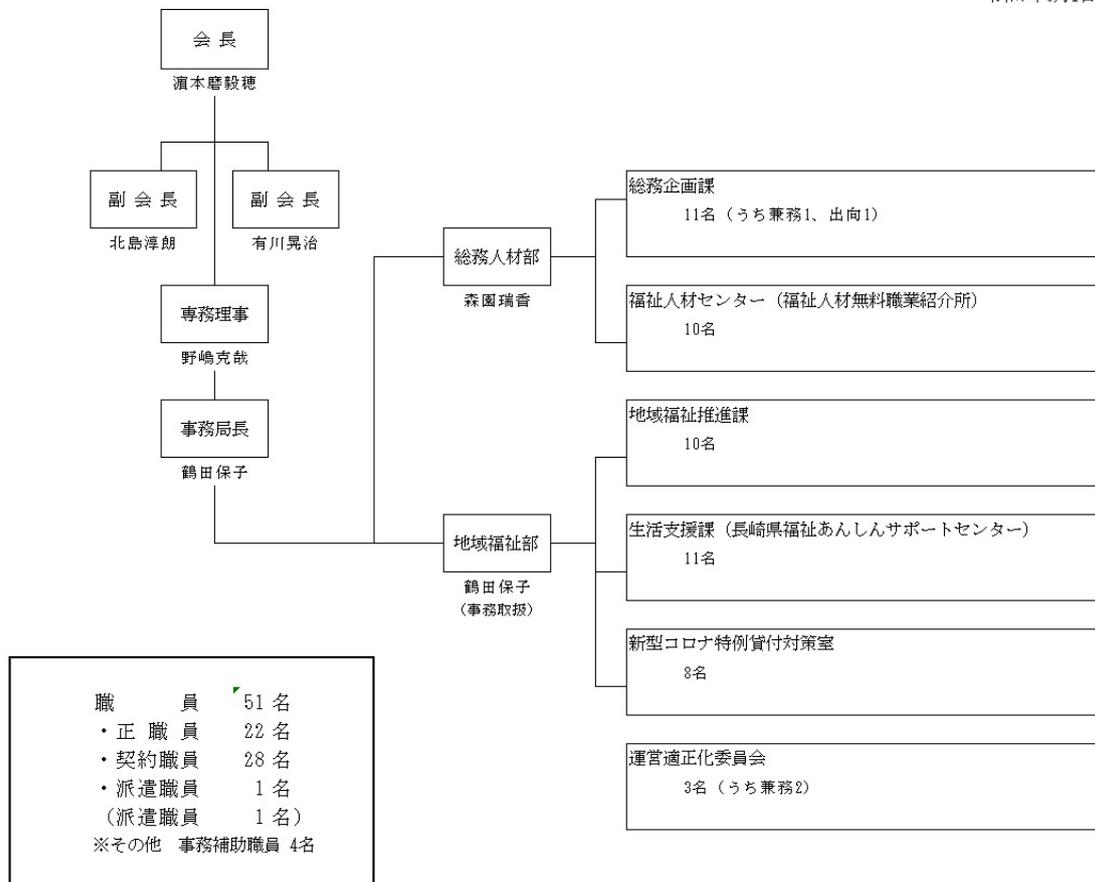
令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

長崎県社協事務局組織

令和7年3月1日



本会が目指す職員像「人事理念」

行動指針

目指す職員像・組織像の
実現に向けて

- ◆ 社会の変化を柔軟かつ機敏に受入れて改革・改善に取り組む
 - ◆ 自己研鑽に努め、自ら課題解決に取り組む
 - ◆ 他を思いやり、お節介を焼きながらチームで取り組む
- ※お節介⇒担当間や課間の隙間を埋めるために、小さな気づきでも伝えて相手に伝えること。



で行動し

人事理念

県社協が目指す職員像

- 「長崎の地域福祉の未来をコーディネートする人材」
- ・ 地域にアンテナを張り、環境変化や課題に敏感な人材
 - ・ 地域課題解決の専門職となる人材
 - ・ (県社協内外の)関係者と一緒に課題解決へ行動する人材



である県社協職員が

経営理念

県社協が目指す組織像

「地域に信頼され、頼られる社会福祉協議会」として
課題解決に貢献する



県社協であることを目指して

基本理念

組織としての最終使命

“つながりの力”を活動の礎ととらえ、どのような境遇を抱えていても安心して幸せに暮らすことのできる長崎づくりを進めていきます

令和7年度 事業計画

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

はじめに

近年の福祉を取り巻く環境は、少子・超高齢社会の進展や人口減少、単身高齢者世帯の増加等家族形態の変容、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が危惧される中で、生活困窮や引きこもり等地域からの孤立を起因とするさまざまな生活課題が顕在化し、その課題は複雑化・多様化・深刻化しています。加えて、災害の頻発化・大規模化やコロナ禍で顕在化した新たな生活困窮者層への対応も急務となっています。こうした中、国においては、令和2年改正社会福祉法に基づく施行5年後の見直しに向け、今後の包括的支援体制整備のあり方等について検討が進められており、地域福祉の推進主体として社協に対する期待が一層高まっています。

このため、「長崎県社協 基本理念」に基づき、以下の事業に取り組みます。

【長崎県社協 基本理念】

私たち長崎県社会福祉協議会は、“つながりの力”を活動の礎ととらえ、どのような境遇を抱えていても安心して幸せに暮らすことのできる長崎づくりを進めていきます。

主な事業事項

1. 災害時支援ネットワーク等の再構築
2. 市町社会福祉協議会支援活動の体系化と充実強化
3. 時代に即した、福祉人材の確保、育成、定着方策への転換
4. 地域の強みを活かした権利擁護体制の推進
5. 県内福祉ニーズに柔軟に取り組むための自主財源確保
→本会の理念や取り組みへの支援者（ファン）拡大

○本事業計画は、「第6次長崎県社協地域福祉推進・基盤強化計画」に基づき編成しました。

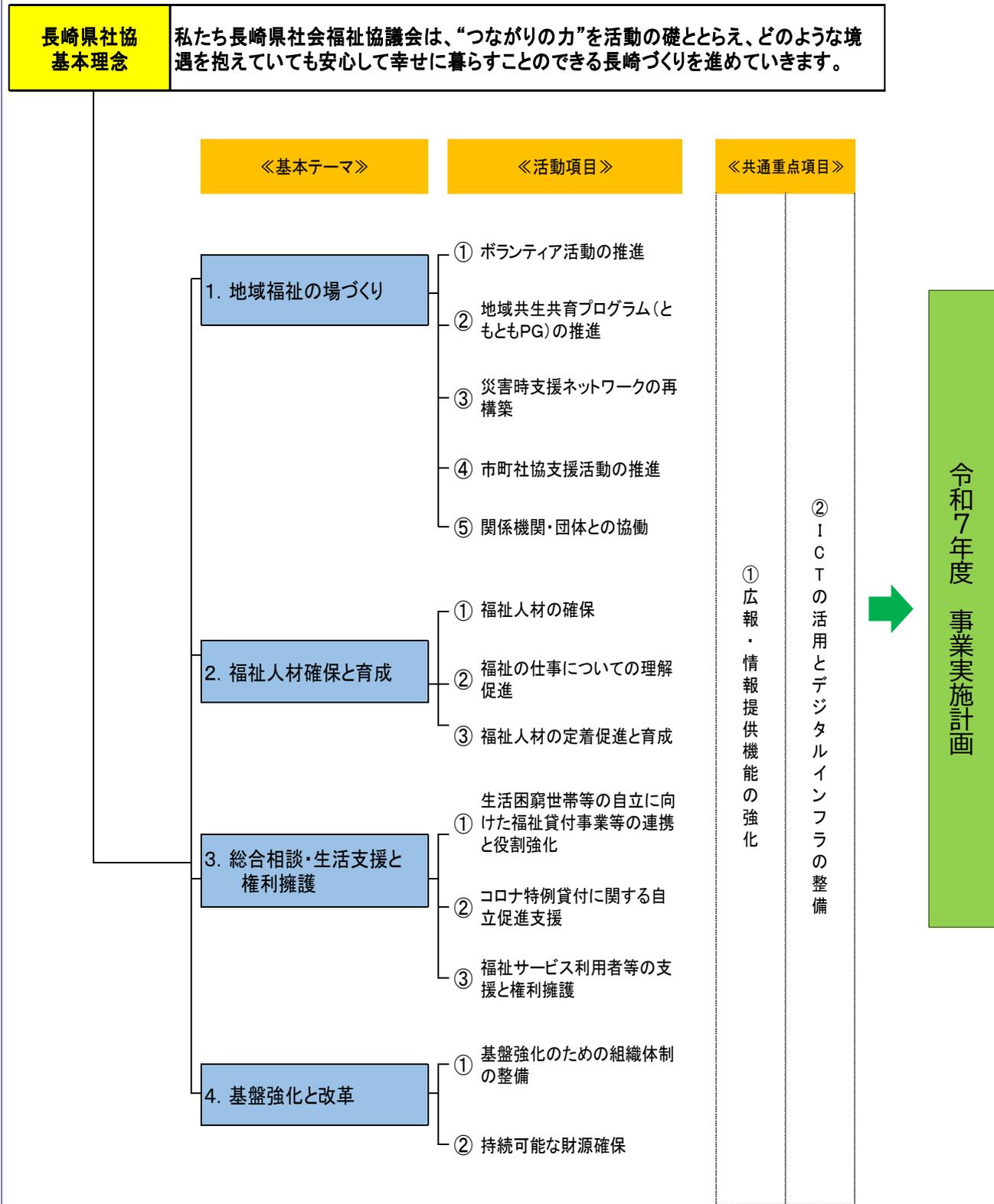
参照：第6次中長期計画 体系図 P.4

○各事業活動のうち、当該年度の新規取り組み項目については 新 で示しました。

○各事業活動のうち、主な事業事項に特に対応する取り組み項目については 主○ で示しました。

○共同募金配分金を活用した助成事業については、 で示しました。

第6次中長期計画 体系図



事業実施計画

基本テーマ1 「地域福祉の場づくり」

《成果目標：第6次計画より》

- ①すべての市町でボランティアに参加しやすい環境を整備

令和8年度 目標値	14市町
-----------	------

- ②地域共生共育プログラム受講者に関して「地域福祉活動をしたい人」の割合を増加

令和8年度 目標値	受講後アンケート調査において、「地域福祉活動をしたい人」の割合を毎年増加
-----------	--------------------------------------

- ③災害沈静化後、速やかに災害ボランティアセンターを設置可能な体制の整備

令和8年度 目標値	21社協
-----------	------

活動項目① ボランティア活動の推進

これまでボランティアの発掘と強化に取り組んできた実績を基に、地域共生共育（福祉教育）や福祉人材確保の取り組みとも協働しながら、ボランティア体験事業の参加者をコロナ禍前の水準以上まで増加させるとともに、参加者が継続してボランティアに参加しやすい環境を整備していきます。

▶ボランティア発展強化事業を推進します。

新

- ・ボランティアポータルサイトの運用開始（冊子中心からデータ中心へ移行）

新

- ・プロモーション活動の強化（事業PR・サイトへの誘導用ツールの作成等）

- ・市町社協ボランティア担当者会議の開催 6月、10月、2月

運営委員会の開催 2月

- ・地域共生共育（ともともPG）との連携強化（プログラム登録施設への働きかけ）

- ・参加者及び受入施設へのアンケートの実施

《数値目標：第6次計画より》

指標	令和8年度 目標値
① ボランティア体験事業における参加者数の増加	3,000人／年
② ボランティア体験事業に参加する小学生の増加	50人／年
③ ボランティア体験事業に係る広報活動に協力してもらえる企業の増加	50社

活動項目② 地域共生共育プログラム（ともとも PG）の推進

児童・生徒を中心として社会福祉への理解と関心を高めることを目的として精力的に福祉教育に取り組んできた歴史を生かし、サービスラーニング（学習＋ボランティア活動等の実践）の手法を導入した「地域共生共育プログラム」（ともとも PG）を実践できる学校を増やします。

主 2

- ▶地域共生共育プログラム（ともとも PG）定着事業を実施します。
- ・地域共生共育プログラム（ともとも PG）の実践を目指す「実践市町社協」の指定
- ・受講者アンケートの実施
- ・各市町の福祉施設に対して地域共生共育（福祉教育）及びボランティアへの協力を依頼
- ・地域共生共育（福祉教育）担当者会議の開催 年 1 回

新

- ・地域共生共育推進員研修の開催 年 1 回
- ・研究委員会の開催 年 3 回

《数値目標：第 6 次計画より》

指標	令和 8 年度 目標値
① 地域共生共育プログラム（ともとも PG）実施市町の増加	10 市町 (21 市町の約 50.0%)
② すべての市町社協に地域共生共育推進員を 1 名以上配置	各市町社協に 1 名以上配置
③ 地域共生共育（福祉教育）に関する協力施設の確保	100 施設 (R5 年度サマボラ受入団体数 195 の約 50%)

主 1

活動項目③ 災害時支援ネットワークの再構築

長年にわたって被災者支援と災害ボランティアの育成に取り組んできたことから、いつでも災害ボランティアセンターを設置・運営できるように人材育成と訓練を継続します。

▶災害ボランティア連絡会の機能を強化します。

- ・研修・訓練の実施

新

- ①災害ボランティア一般研修 年 1 回
- ②災害ボランティアセンター運営者育成研修 年 1 回
- ③災害ボランティアセンター運営者リーダー育成研修 年 1 回
- ④災害ボランティアセンター設置（立ち上げ）研修 年 1 回
- ⑤災害ボランティアセンター設置運営訓練 年 1 回

新

- ・個人会員、団体会員の情報更新作業の定期的な実施 4～6 月

▶災害ボランティアセンターの基盤を整備します。

・「災害時相互応援協定」に基づき、速やかに応援派遣が可能となる体制を整備

新

・長崎県災害救援ボランティア資機材ネットワーク事業の運営手法等の見直し及び資機材提供の実施

・災害ボランティア担当者会議の開催 5月 12月

・災害ボランティアセンター設置運営訓練の状況確認及び実施の支援

・市町社協に対する行政との協定・覚書締結支援、運営マニュアル作成支援

新

・他都道府県における災害ボラセンの ICT 化の検証及び活用検討

・長崎県総合防災訓練への参加 5/31 新上五島町

▶長崎県災害派遣福祉チーム（長崎 DWAT）に協力します。

・長崎県災害福祉広域支援ネットワーク会議への参加

・種別協事務局として長崎 DWAT の速やかな派遣に協力

《数値目標：第6次計画より》

指標	令和8年度 目標値
① 長崎県災害救援ボランティア活動マニュアルの改訂	必要性が生じた際に随時改訂
② 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	21市町社協（R6～8年度） ※ブロック単位で実施
③ 災害ボランティア連絡会における活動意欲の高い個人会員の確保	連絡先の把握に加えて、研修会への参加等によって活動意欲が確認できる者80人（R8年度）

主2

活動項目④ 市町社協支援活動の推進

▶市町社協の基盤強化を促進します。

・市町社協のニーズに応じた研修の実施

・便覧調査の実施（市町社協活動の見える化） 1回／年

▶市町社協と一体的に事業を進めます。

・地域共生共育、ボランティア、災害ボランティア等の各種事業における担当者会議の開催

・市町社協との情報共有を図る市町社会福祉協議会事務局長会議の開催 4/9 オンライン

・市町社協の課題を反映した市町社会福祉協議会トップセミナー 10月 長崎市

・市町社協連絡協議会を通じた各種交流活動等の実施

活動項目⑤ 関係機関・団体との協働

- ▶福祉関係団体等の機関・団体との協働を進めます。
 - ・種別協議会と連携した地域福祉活動の推進
 - ・福祉関係団体等との共催による研修の実施
 - ・ホームページを活用した情報の発信

- ・福祉サービス運営適正化委員会事業
 - 運営適正化委員会 5月、3月
 - 運営監視合議体 5月、8月、12月、3月
 - 苦情解決合議体 5月、7月、9月、11月、1月、3月
 - 運営適正化委員会委員を選考する選考委員会 3月

基本テーマ2 「福祉人材確保と育成」

《成果目標：第6次計画より》

①採用数（全体数）の増加

令和8年度 目標値	240名/年
-----------	--------

②採用数（市町ごとの採用先）の偏重解消

令和8年度 目標値	21市町
-----------	------

③福祉職への関心の増加

令和8年度 目標値	Welなが閲覧数 68,000件
-----------	------------------

活動項目① 福祉人材の確保

県域で事業を行っている県社協であるからこそその強みを生かし、マッチングや人材確保事業を広域的に進めます。そのために、オンラインを活用した相談支援や情報提供を促進し、地域の偏りを是正した人材確保に関する事業を行います。

また、福祉人材の確保に向けての、学校とのつながり、ハローワークとのつながり、地域とのつながりを生かし、年齢、性別、環境にとらわれない幅広い人材確保事業を展開します。

主3

▶マッチング機会設定のための面談会の実施、マッチングにつながる機能を増加・充実させます。

・大規模面談会の実施

長崎会場：6/22 出島メッセ、10月

佐世保会場：6/23 アルカス佐世保

オンライン：6/15～6/18、10月

・地域密着型面談会の実施：県内4か所

新

・オンライン相談機能及び情報提供機能の強化

メタバースを活用した相談支援・情報提供の実施

有料職業紹介事業者ディップ株式会社のシステムを活用した求人・求職支援の実施

welながのリニューアル（施設事業所&求人情報マップ、適性診断機能の追加等、就活に特化したコンテンツ構成にリニューアル）

・代行スカウト機能の活用推進

主3

▶市町村協およびハローワーク・自治体等、関係団体との連携・協働事業を行います。

- ・市町社会福祉協議会・他機関を窓口とした、つなぎ型相談支援の実施
リモート窓口の増設（新規：3か所）
- ・県社協と市町村協共催による人材確保事業の実施
- ・他機関との協働事業の実施
ハローワークでの相談窓口（西海、佐世保、諫早、大村、島原、江迎）
ハローワークとの連携会議（諫早、大村）

▶高校・大学・養成校への働きかけを行います。

- ・各校の実情に応じた就職支援の実施

▶介護修学資金事業等について利用促進と人材事業との連携を行います。

- ・貸付制度の活用した資格取得の推進
介護福祉士修学資金貸付事業
介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業
福祉系高校修学資金貸付事業
保育士修学資金貸付等事業
- ・潜在有資格者の就業支援
離職した介護人材の再就職準備金貸付事業
保育人材の就職準備金貸付事業
- ・他業種等からの介護分野への就業支援
介護分野就職支援金貸付事業
障害福祉分野就職支援金貸付事業
- ・福祉人材確保に係る各事業における、貸付事業の周知
- ・WEB案内機能の充実
- ・貸付利用者に対する福祉人材センターの周知

▶福祉人材センター認知度の向上に取り組みます。

新

- ・福祉人材センターの愛称設定。「wel なが（ふくしのお仕事ステーション）」
新規チラシを作成し、関係機関へ配布するとともに SNS 等で PR を実施
- ・広報誌「ながさきのふくし」、市町村協広報媒体、各法人 HP 等での PR 実施

▶福祉人材センター職員のキャリア支援力アップを行います。

- ・計画的なキャリア支援研修の受講
- ・ケース会議の実施（週1回）
- ・職員による事業所訪問（年間通じて）

《数値目標：第6次計画より》

指標	令和8年度 目標値
① マッチング機会設定のための面談会実施	参加人数 450名/年
	新規参加法人率 10%
② マッチングにつながる機能の増加・充実度	WEBによる自動マッチング機能を活用した 見学・面談数…60件/年 紹介数…100件/年
③ ハローワーク、自治体等の他機関との連携	本センター主催事業での他機関との連携先数 20団体/年
	他機関主催事業における本センターとの連携先数 5団体/年
④ 福祉養成校との連携	協働して就職支援に取り組んだ県内福祉系校数 100%
⑤ 人材確保のための福祉貸付事業の利用促進	介護福祉士修学資金貸付申請数 100件/年
	再就職準備金貸付申請数 20件/年
	介護分野就職支援金申請数 30件/年
	保育士修学資金貸付申請数 100件/年
	保育就職準備金貸付申請数 50件/年

主3

活動項目② 福祉の仕事についての理解促進

▶福祉への関心度の向上に向けたイベントを実施します。

・高校生向け介護の仕事紹介事業

「福祉の仕事出張説明会」の実施（4校程度）

「高校生の介護テクノロジー体験会・介護事業所合同説明会」の実施（県内5か所）

・福祉に関する広報啓発イベント企画

インスタライブ配信等

- ▶福祉の仕事および福祉そのものに関する情報の発信を行います。
- ・福祉人材センターおよび福祉関連事項紹介ツールの拡充
(HP、SNS、チラシ、パンフレット等)

《数値目標：第6次計画より》

指標	令和8年度 目標値
① Wel なが閲覧数増	68,000 件

主 3

活動項目③ 福祉人材の定着促進と育成

- ▶独自研修事業を実施します。
 - ・「R6 福祉人材育成事業のあり方検討委員会」協議に基づく事業の企画・実施
 - ・階層別研修、テーマ別研修の実施：
 - 令和7年度研修一覧：P.22 掲載
 - ・職場内研修サポート（講師派遣型メニュー）事業の強化実施

- ▶研修事業のあり方検討を行います。

新

- ・「長崎県社協福祉人材育成環境検討会議（仮称）」の設置 10月

- ▶人材定着のため現職者に向けた福祉情報の発信を行います。

- ・本会が持つ各広報媒体と連動した、現職者対象の情報発信
広報誌「ながさきのふくし」、HP「ながさきのふくし for WORKERS」の発信

- ・福利厚生センター受託・助成事業

《数値目標：第6次計画より》

指標	令和8年度 目標値
① 独自研修受講者数	1,200 名/年
② 階層別研修参加者満足度	98.0%
③ 人材C紹介者の採用6カ月後の定着率	90.0%

基本テーマ3 「総合相談・生活支援と権利擁護」

《成果目標：第6次計画より》

①関係制度等の各市町利用率偏差の軽減

令和8年度 目標値	各市町人口1,000人に占める利用率 下位3市町の平均値 ・生活福祉資金貸付事業 0.056(2倍)に増加 ・日常生活自立支援事業 0.554(2倍)に増加
-----------	---

②生活困窮世帯等自立支援関係機関・団体等の県域プラットフォームの構築・活用

令和8年度 目標値	総合支援資金・緊急小口資金と関係機関・ 団体等が関わる支援ケースの割合(連携率) 80%に増加
	生活福祉資金借入申込み件数に占める優先 すべき他法対象世帯率 30%に減少(優先他法との調整による)

③新型コロナ特例貸付の借受人の自立促進支援(償還しながら生活が維持できる)

令和8年度 目標値	12月以上の滞納となる債権の割合 全債権数の15%以下
-----------	--------------------------------

④権利擁護関係機関・団体等の県域連携ネットワークの構築・活用

令和8年度 目標値	中核機関の機能の充実(市民後見人候補者 の養成及び活躍支援先市町数) 21市町に増加
	成年後見制度受任体制の偏在解消(法人後 見事業整備済み市町数) 21市町に増加

⑤公正性や透明性を担保した「coremoサポート(仮称)」の開発

令和8年度 目標値	公正性及び透明性を担保した独自事業(身 元保証、書類預かり、軽微な金銭管理、入 退院時、死後事務サービスなど)のモデル 実施市町数 2市町
-----------	---

活動項目① 生活困窮世帯等の自立に向けた福祉貸付事業等の連携と役割強化

全国、県内に有する社協ネットワークを主とした多種多様な繋がりによる情報の共有等連携体制を活かし、福祉貸付事業をはじめとした生活困窮世帯等の自立に向けた個別支援・相談援助活動を実施します。

▶福祉貸付事業向上委員会を開催します。8月、1月

関係貸付：生活福祉資金、ひとり親家庭等職業訓練促進資金、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金他

委員構成：社協、県福祉保健課、県子ども家庭課他

- ・関係貸付事業の実施状況と課題の共有、対策の協議調整
- ・生活福祉資金部会の設置 5月、7月

(事業の適正化と効果的運用改善、広報のあり方検討、総合支援資金等と生活困窮者自立支援制度、労働部局等の連携マニュアルの整備など)

主 4 ▶生活困窮世帯等自立支援関係機関・団体等の県域プラットフォームを構築します。

- ・生活困窮世帯等自立支援関係機関・団体等連絡会議の開催 5月、2月

関係事業の実施状況と課題の共有、対策の協議調整 など

参集対象：福祉貸付事業向上委員会、生活困窮者自立支援機関、生活保護実施機関、労働局、県経営協他

新

- ・仮称「生活困窮世帯等自立支援SW連携研修会」基礎編、応用編の開催 9月、12月
- ・長崎県と連携した重層的支援体制の整備に向けた取組への協力

主 4 ▶独自事業「coremo サポート(仮称)」の開発に取り組みます。

- ・生活福祉資金の運用上生じる現行制度等では解決できない課題に、創意工夫且つ公正性や透明性を担保した独自事業の開発に取り組みます。
- ・軽微な金銭管理事業の開発

▶債権管理(債務者の状況把握、相談援助)を強化・徹底します。

- ・債権の現状やトレンド分析の強化

- ・年度ごとの重点管理方針の策定

- ・県社協と市町社協の協議により、各借受人に対する年度ごとの対応方針を策定し、取組み実績を管理

- ・市町連携システム等の機能をフル活用し、ペーパーレス化を進めながら情報共有の強化

《数値目標：第6次計画より》

指標	令和8年度 目標値
① 生活福祉資金における、各市町人	0.056

口 1,000 人に占める利用率下位 3 市町平均値	
② 生活福祉資金借入申込み件数に占める優先すべき他法対象世帯率	30%
③ 総合支援資金・緊急小口資金と関係機関・団体等が関わる支援ケースの割合（連携率）	80%
④ 公正性及び透明性を担保した「coremo サポート（仮称）」のモデル実施市町数	2 市町
⑤ 【債権管理-1】 県社協と市町社協の連携による債権管理体制の徹底（個別債権管理方針の共有）	100%
【債権管理-2】 滞納債権の減少（滞納貸付数及び固定化滞納貸付数の改善）	滞納債権 1,864 件の内、固定化滞納債権 878 件

活動項目② コロナ特例貸付に関する自立促進支援

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として設けられた生活福祉資金特例貸付では、迅速に資金を供給することが重視されたことから自立相談・支援を経ずに貸付けられた借受人に対して、社協の持つ県内の多様なネットワーク体制を活用しながら、借受後のフォローアップ支援を通じて生活困窮世帯の自立支援を進めます。

▶借受人に対するフォローアップ支援を実施します。

借受人に対して生活困窮者支援案内（償還免除、支援機関等）を送付

- ・ 応答のない借受人、滞納が続く借受人は市町社協と連携してアウトリーチによる状況把握
- ・ 必要とするすべての人に償還免除、償還猶予の申請を勧奨
- ・ 生活困窮者の状況に応じた適切な支援機関へ繋ぐ

▶各分野で支援を継続できるよう、他の支援機関との情報共有を行います。

社協内他部署や他の支援機関へ支援対象者を共有し、それぞれの分野で支援を継続する。

- ・ 免除者、償還猶予者、滞納者を市町別にリスト化（毎月）

▶フォローアップ支援の担い手に対する支援を行います。

- ・ 市町社協等を訪問し、相談支援の実例収集と助言を行う。（毎月）

《数値目標：第6次計画より》

指標	令和8年度 目標値
① フォローアップ支援のための借受人生活状況把握シートの累積件数	累計4,000件
② 支援対象者に関する相談対応件数	累計6,000件

活動項目③ 福祉サービス利用者等の支援と権利擁護

新たに長崎県権利擁護センターを受託設置し、各市町が抱える関係課題の速やかな解決と、県内における情報共有をしっかりと行うことで、各市町間の取り組みの偏りの解消を図り、成年後見制度利用促進の体制整備に取り組み、日常生活自立支援事業と併せて権利擁護体制の充実をはかります。

主 4

- ▶長崎県権利擁護センターを受託設置し、県域の地域連携ネットワークを構築します。
 - ・権利擁護関係機関協議会の開催 1回／年
 - ・市町行政・中核機関担当職員会議の開催 2回／年
 - 中核機関や専門職団体等間の情報共有、報告連絡機能の会議体
(市町からの権利擁護支援ニーズの確認・共有や、県域・広域で行った支援等取組み事例の報告共有等)
 - ・権利擁護委員会の開催 6回／年
 - 問題の発見(予防)や解決、ブレスト機能の会議体
(法人後見事業や市民後見人等担い手の育成・活躍支援を段階的・計画的に広域で取り組むための方針の検討策定や、中核機関からの県域・広域支援ニーズに対する仕組みづくりの検討等)

- ▶ 中核機関等の設置と機能充実の支援を行います。
 - 人口規模が小さい、社会資源が乏しい等、支援を必要とする市町に対する成年後見制度利用促進体制整備支援機能を強化する
 - ・権利擁護委員会の積極的活用
 - 体制整備等が進まない原因についての情報収集・分析を行い具体的な県域支援策を検討し進める等、必要に応じて受任者調整の検討や協議の場にもなる
 - ・成年後見制度受任体制が不足する地域における担い手(法人後見事業、市民後見人)の育成や活躍支援等

- ▶法人後見事業実施法人を育成します。
 - ・小規模市町社協と県社協が一定期間、複数受任による連携体制を図りながら後見業務を担う等、小規模市町社協による法人後見事業の実施を支援
 - ・法人後見支援研修会の開催 8月
(基礎・応用知識の習得、ケース検討他)

 - ▶権利擁護あんしんシステムによる市民後見人候補者の養成及び活躍に向けた支援を行います。
 - ・市民後見人候補者養成研修の開催 9月～10月
 - ・研修修了者のスキルアップや活躍の場づくり

 - ▶日常生活自立支援事業と成年後見制度、関連諸制度等における役割分担を行い、新たな権利擁護支援体系の構築を検討します。
 - ・本人の尊厳保持のため、必要な部分だけを必要な期間のみ支援し、その組合せは本人の状況に応じて変化する権利擁護支援とするために、成年後見制度、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度等関連制度がある中で、日常生活自立支援事業が担うべき役割やそれぞれの支援効果を高める実施策等を検討し、新たな権利擁護支援体系を構築

 - ▶独自事業「coremo サポート(仮称)」の開発を行います。
 新たな権利擁護支援体系を構築する中で生じる現行制度等では解決できない課題に対し、創意工夫且つ公正性や透明性を担保した独自事業の開発に取り組めます。
 - ・身元保証、書類預かり、入退院時、死後事務サービス事業の開発
 - ・軽微な金銭管理事業の開発
- 新**
- ・coremo ねっと(仮称) ファンドレイジングの仕組みの構築
-
- ▶不正防止の徹底と業務効率の調和を行います。
 - ・日常生活自立支援事業実施状況調査における業務支援システムの積極的活用と、伴う業務支援システムの改修

《数値目標：第6次計画より》

指標	令和8年度 目標値
① 【中核機関について-1】設置市町数の増加	21 か所
【中核機関について-2】機能の充実(市民後見人候補者の養成及び活躍支援先市町数の増加)	19 市町(中核市除く)

② 【法人後見事業について-1】整備 済み市町数の増加	21 市町
【法人後見事業について-2】実施 団体数の増加	22 法人
【法人後見事業について-3】実施 団体によるサポート体制満足度	80%
③ 【市民後見人養成研修修了者に ついて-1】サポーター登録数の増 加	190 名
【市民後見人養成研修修了者に ついて-2】サポーター登録市町数 の増加	16 市町
【市民後見人養成研修修了者に ついて-3】支援員登録者数の増加	315 名
【市民後見人養成研修修了者に ついて-4】支援員登録市町数の増 加	16 市町
④ 日常生活自立支援事業における、 各市町人口1,000人に占める下位 3市町の平均値	0.554
⑤ 公正性及び透明性を担保した 「coremo サポート（仮称）」のモ デル実施市町数	2 市町
⑥ 【日常生活自立支援事業実施状 況調査-1】改善指摘事項の減少	0 項目
【日常生活自立支援事業実施状 況調査-2】業務支援システム活用 率の増加	70%
⑦ 法人後見事業等に対する新たな チェック体制の導入率の増加	20%

基本テーマ4 「基盤強化と改革」

《成果目標：第6次計画より》

①第6次計画の推進

令和8年度 目標値	第7次計画の策定
-----------	----------

②財源確保につながる事業PR

令和8年度 目標値	HP 閲覧数 200,000 件/年
-----------	--------------------

活動項目① 基盤強化のための組織体制の強化

▶事業推進体制を強化します。

・第6次計画の推進

評価委員会の開催 5月

第6次計画に基づく事業評価の実施と次年度事業計画への反映

新

・第7次計画の策定

局内作業部会の開催

策定委員会の開催 11月

・各事業における分析評価の実施

事業評価制度の実施

分析評価手法の検討

▶事務局体制を強化します。

・計画的な人材育成による資質向上

職員採用方針の整理

人材育成計画の推進

・職場環境の整備

能力等評価制度、実績評価制度の推進

デジタル化を含めた積極的な業務手法改善の推進

多様な働き方制度の検討（テレワーク、フレックスタイム制等）

衛生委員会を活用した環境改善の促進

職員の健康維持のための取り組み強化（セミナー開催年2回、助成金制度の実施等）

《数値目標：第6次計画より》

指標	令和8年度 目標値
① 第6次計画の推進	R6 実施・評価
	R7 "、次期計画策定
	R8 "、"

② 事業評価制度（仮称）の実施	R6 試行実施・検証
	R7 実施
	R8 見直し

主 5

活動項目② 持続可能な財源確保

従来より、社会福祉協議会の性格として、時代のニーズに即した柔軟な事業展開は、組織体としての強みであり特徴ですが、近年、補助・委託事業に係るコア業務に追われ、労力的にも財政的にも、固有のチャレンジ精神が発揮されにくい状況がありました。よって、本来の性格を発揮できる素地づくりとしても、その実施可能性を高めるための財政的な基盤確保を図ります。



- ▶地域貢献活動としての広報 PR を行います。
 - ・ HP「ながさきのふくし TimeLine」ページの充実強化
 - ・ SNS によるトピック配信
 - ・ HP「ささえてください」の内容充実と多媒体展開
 - ・ 会長表彰との連動

- ▶会員組織の見直しを行います。
 - ・ 会員への事業報告・成果共有の機会充実
 - ・ 会費設定の見直し協議

- ▶ 寄付金のしくみ整備を行います。
 - ・ 寄付募集の PR 強化

- ▶総合福祉センターの適正な維持管理に取り組みます。
 - ・ 長期修繕計画の見直し協議
 - ・ 会議室の利用促進強化

- ▶適正な人件費確保に係る要望実施を行います。
 - ・ 県などの補助金・委託金事業に係る要望整理
 - ・ 各種別協事務受託事業に係る要望整理

《数値目標：第 6 次計画より》

指標	令和 8 年度 目標値
① 地域貢献活動としての広報 PR HP 閲覧数	200,000 件/年
② 会員組織の見直し 賛助会員団体数	110 件

③ 寄付金のしくみ整備 寄付件数	20 件/年
④ 総合福祉センターの適正な維持 管理 利用率	35.0%

共通重点項目 ～課を超え局内全体で取り組む共通課題～



「広報・情報提供活動の強化」

広報・情報提供活動を行う際には、課を超えて局内で連携を図りつつ、常に下記3つのテーマを念頭に置き、県民に対して、本会の活動のみならず福祉に関連するすべての団体の役割や存在・活動への理解や協力を得られるよう意識しながら、長崎の福祉に関する広報・情報提供活動を行っていきます。

【県社協のファン獲得】

【対象者に適した情報提供活動】

【関係団体との連携・情報共有】

「ICTの活用とデジタルインフラの整備」

旧来の事業、新規事業いずれの実施にあたっては、業務効率化のために何ができるのか、これまでの方法にとらわれることなく、積極的に導入に向けて検討し、デジタル化の推進に向けて進化させていきます。

【ICTの利用による業務効率化】

【案内・情報提供機能の充実】

【データの蓄積と活用】